

角田市最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札を執行するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）を設けることに関し、角田市契約規則（平成15年角田市規則第5号）及び角田市建設工事執行規則（平成15年角田市規則第8号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格の設定の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、角田市契約規則第13条第1項に規定する予定価格（第7条及び第8条において同じ。）が130万円以上の競争入札に付す建設工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合は、対象工事としないことができる。

(算定基礎額の設定)

第3条 対象工事に最低制限価格算出の基礎となる価格（以下「算定基礎額」という。）を設定する。

(算定基礎額)

第4条 対象工事に係る算定基礎額は、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く予定価格（以下この条において「予定価格」という。）の算出基礎となった次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の算定基礎額 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の算定基礎額 共通仮設費の額に10分の9.0を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の算定基礎額 現場管理費の額に10分の9.0を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の算定基礎額 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、算定基礎額を予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で定めることができる。

3 前2項の規定による算定基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって算定基礎額とする。

(最低制限価格の算定方法)

第5条 最低制限価格は入札の前までに設けるものとし、その額は算定基礎額に0.9901から1.01までの範囲内において無作為に抽出する係数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(入札参加者への周知)

第6条 市長は、対象工事に係る最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(落札者の決定)

第7条 最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、ないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(不調時の調整)

第8条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいないときは、改めて入札に付する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。